

税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて

東京税関業務部総括知的財産調査官

嶋影 正樹

抄録

本稿では、税関における知的財産侵害物品の取締りについて、権利者による差止申立て制度及び税関における認定手続の概要を中心に説明する。また、知財取締り業務に関して、全国の税関の統一的な運用を確保すべく、東京税関業務部に設置された総括知的財産調査官（通称「知財センター」）の活動内容について、申立て制度のPRや人材育成等にも具体的に触れながら紹介させていただく。

1. はじめに

税関は、日本国内に大量に流入してくる知的財産侵害物品と日夜格闘しており、その差止実績も高水準で推移している。

ここでは、税関における知的財産侵害物品の取締りについてご紹介するが、前半部分で税関における水際取締制度を概観し、後半部分で知財センターの活動について説明することとしたい。

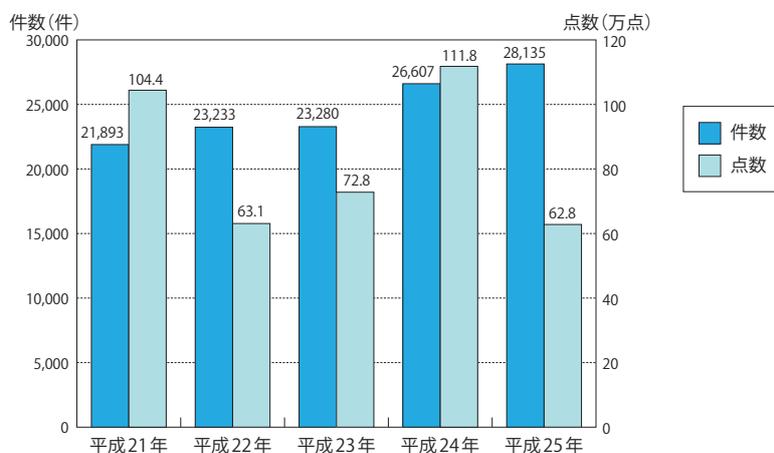
なお、本稿の文責は全て筆者に帰すもので、意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、必ずしも筆者の所属する組織の見解ではないことをお断りしておく。

2. 知的財産保護に係る税関の役割

(1) 知的財産侵害物品の水際取締りの意義

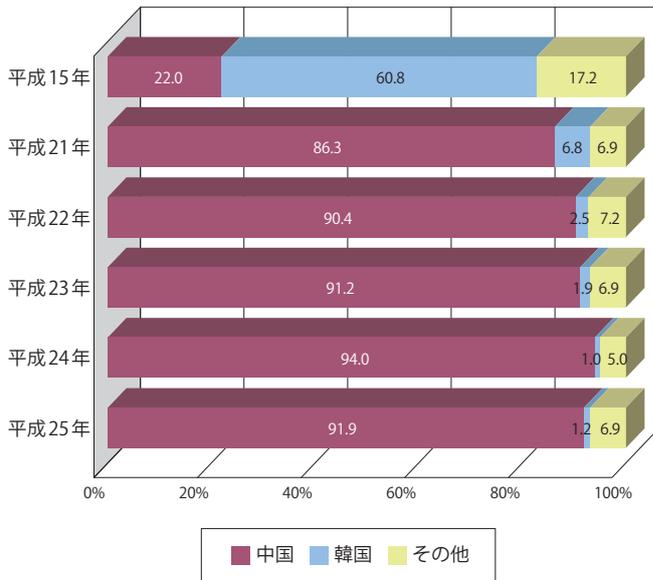
税関は、財務省の地方支分部局であり、文字通り「税」的機能と「関」的機能を担う役所である。すなわち、税関は水際の最前線にあって、輸入品に課せられる関税・消費税等を適正かつ公平に徴収するとともに、不正薬物、銃器、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の密輸を阻止し、安全・安心な社会の実現に貢献している。

知的財産侵害物品については、不正薬物等と同様に輸出入してはならない貨物として関税法に規定されており、全国の税関において取締りを行っている。平成25年の同物品に係る輸入差止件数は2万8千件を超え、過去最高を記録し、平成19年以降7年連続で2万件を超えている（グラフ1）。

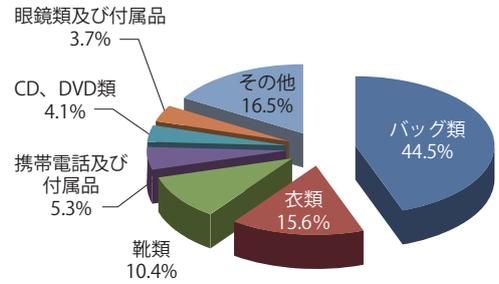


グラフ1 知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成21年～平成25年）

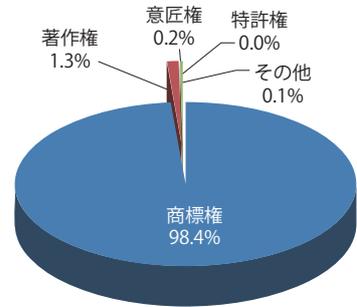
出典：平成26年3月13日財務省報道発表資料「平成25年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」
<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/news/h25dai4shihanki.pdf>



グラフ2 仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移



グラフ3 品目別輸入差止件数構成比 (H25)



グラフ4 知的財産別輸入差止件数構成比 (H25)

グラフ2～4 出典：平成26年3月13日財務省報道発表資料「平成25年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」
<http://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/news/h25dai4shihanki.pdf>

同物品に係る輸入差止点数は約62万8千点であった。これは1日あたり平均で77件、1,700点以上の同物品の輸入を差し止めていることになる。

仕出国別の構成比（件数ベース）は、平成15年には韓国が全体の6割を占めていたが、平成22年以降は中国が4年連続で9割以上を占めている（グラフ2）。

品目別の構成比（件数ベース）は、例年、偽ブランドのバッグ・財布、衣類、靴、スマートフォンケース等の商標権侵害物品が全体の大半を占めている（グラフ3）。権利別の構成比（件数ベース）は、全体の98%超が商標権侵害物品であり、キャラクターグッズ等の著作権侵害物品がこれに続いている（グラフ4）。これらの中には、有名メーカーの商標を付した偽医薬品、自動車部品等、消費者の健康安全を脅かすものも多数含まれている。

税関では、このような知的財産侵害物品を水際で差し止めることにより、権利者の正当な利益を保護すると同時に、一般消費者の偽造品による健康被害等を未然に防ぐという重要な役割を担っている。

3. 知的財産侵害物品の水際取締制度

(1) 差止申立て制度

イ. 差止申立て制度とは

税関では、知的財産侵害物品を効果的に取り締まるため、輸出入差止申立て制度が導入されている。この制度は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権の権利者、又は不正競争差止請求権者が、

自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める貨物が輸出入されようとする場合に、税関長に対し、認定手続（侵害物品に該当するか否かを認定するための手続）を執るべきことを申し立てることができるというものである。

ここで留意いただきたいのは、差止申立て制度は認定手続を執るべきことを申し立てる制度であって、貨物の差止めそのものを申し立てるものではないということである。つまり、この申立てをしたからといって、直ちに疑義貨物が差し止められ、没収・廃棄されるわけではなく、後述する認定手続を経た上で差し止めがなされることになる。

ロ. 申立書の提出から受理までの流れ

申立書の提出から受理までは、おおむね以下の流れになる（図1）。

差止申立てをする権利者は、いずれかの税関長に対し、自己の権利の内容、侵害すると認める貨物の品名、侵害すると認める理由等を申立書に記載し、侵害の事実を疎明するために必要な証拠とともに提出する。全国の税関で取締りを希望する場合でも、一か所の税関本関に申立てすれば済むことになっている。また、税関への手数料も不要である。なお、不正競争防止法に係る申立ての場合は、経済産業大臣の意見書を取得し、税関に提出する必要がある。

税関は、申立書及び添付資料から、権利の内容に根拠があるか、侵害の事実が疎明されているか等について審査する。これと並行して、申立ての内容を税関ホームページで公表し、輸入者を始めとする利害関係者から意見を募集する。意見が出された場合やその他必要な場合には、弁理士、弁護士等の学識経験を有する専門委員に意見を求める専門

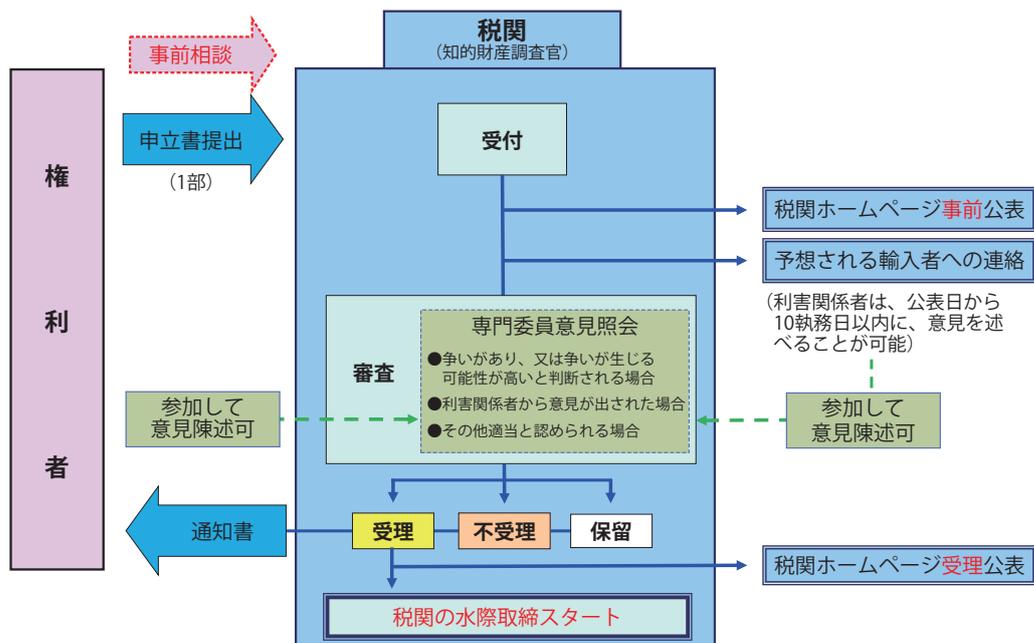


図1 輸入差止申立て手続のフロー図

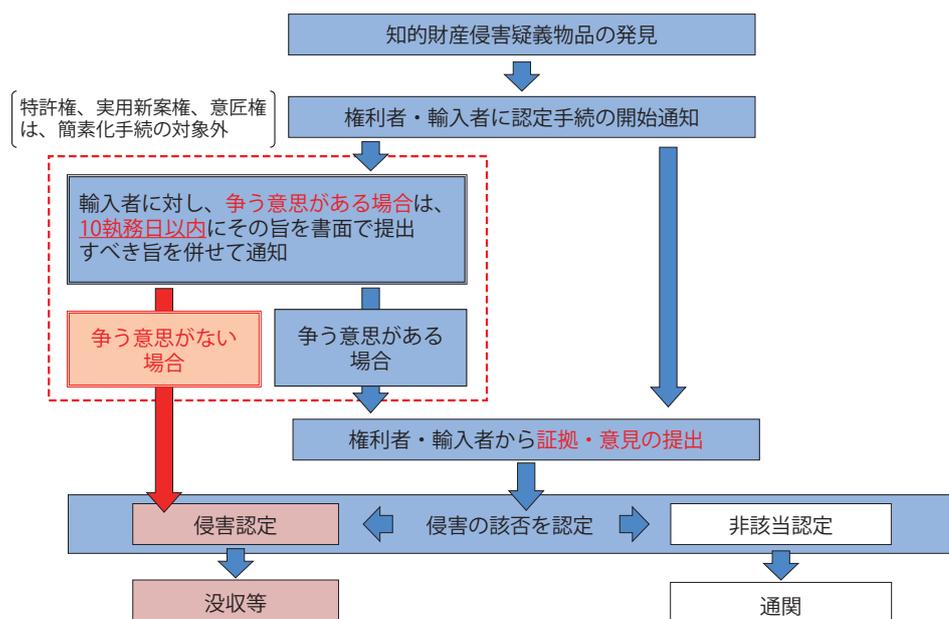


図2 認定手続のフロー図

委員意見照会を行う。これらの審査を経て、税関は申立ての受理、不受理を決定する。なお、受理された申立ての有効期間は最長2年で、更新も可能である。

者及び輸入者の双方に対し、証拠・意見を提出する機会を与え、それらに基づいて税関が知的財産侵害の有無を判断するのである (図2)。

(2) 認定手続

イ. 認定手続とは

税関長は、知的財産を侵害する疑いのある物品を発見したときは、その貨物が侵害物品に該当するか否かを判断するための「認定手続」を執る。認定手続においては、権利

ロ. 一般的な認定手続の流れ

輸入貨物に係る一般的な認定手続の流れは、以下のとおりである。

まず、税関が疑義物品を発見すると、認定手続を開始する。このとき、輸入者及び権利者に対し、認定手続を開始する旨、証拠・意見の提出ができる旨、輸入者及び権利者

双方の名称(氏名)及び住所、その他必要事項をそれぞれに通知する。

通知を受けた権利者又は輸入者は、証拠・意見を提出するために必要である場合には、申出により当該疑義貨物の画像情報を電子メールにより受け取ることができる。

また、前述の差止申立てが受理されている貨物について認定手続が執られている場合は、その申立人(権利者)又は輸入者は、申請により、税関官署内又は保税地域内において、税関職員の立会いのもと、当該疑義貨物を点検することができ、さらに、申立人は、申請により、一定の要件を満たし、かつ供託を行った場合、当該疑義貨物の見本検査を行うことができる。

権利者又は輸入者から提出された証拠・意見は、原則として相手方に開示し、それぞれから反論を求める。

なお、輸入者は、疑義貨物が侵害物品に当たらないとして争う以外にも、税関職員の立会いのもとに廃棄又は滅却、任意放棄等の自発的処理をすることができる。

輸入者による自発的処理が行われない場合、提出された証拠・意見に基づき、税関が侵害か否かの認定を行う。認定結果は双方に通知され、侵害と認定した場合は一定期間経過後に税関が没収、非侵害と認定した場合は輸入を許可することとなる。

ハ. 簡素化手続

以上が一般的な認定手続の流れであるが、差止申立てが受理されている貨物(特許権、実用新案権、意匠権を除く。)に係る認定手続については、証拠・意見の提出を求める前に、輸入者に争う意思があるかどうかを確認し、争う旨の申出がなければ、当該物品は侵害物品に該当すると認定する簡素化手続が執られる。平成25年の実績では、およそ9割の貨物が簡素化手続により侵害品と認定されている。

(3) 専門的判断が求められる手続を補完する制度

税関では、偽ブランド品や海賊版DVDばかりでなく、特許権の侵害事案等、高い専門性が求められる分野においても取締りを行っている。このような分野では、税関は各権利法の所管官庁や専門家と連携して対応している。それらの一部をここで紹介したい。

イ. 特許庁長官意見照会

特許権、実用新案権又は意匠権について、認定手続が開始された場合、権利者又は輸入者は、一定期間内であれば、税関長に対し技術的範囲等(特許発明・実用新案の技術的範囲又は登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲)に属するか否かに関し、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。また、税関長は、権利者又は輸入者の求めがなくても、必要と認めるときは技術的範囲等に関し、特許

庁長官に意見照会することができる。

ロ. 専門委員意見照会

差止申立ての審査又は認定手続において、権利者その他の利害関係者との間に争いがある等の場合には、知的財産に関し学識経験を有する者を専門委員として委嘱し、税関が意見を求めることができる。現在、専門委員候補となっているのは、弁護士20名、弁理士20名、大学教授4名である。このうち、対象となる事案の当事者との利害関係のない者から原則として3名を選出し、税関は、原則として専門委員の多数意見を尊重して判断をする。なお、専門委員意見照会の結果については、当事者及び専門委員の了承が得られた場合には、専門委員の意見の概要を税関ホームページで公表している。

4. 知財センターの活動

イ. 概要

税関は、北海道から沖縄まで9つの管轄区域に分かれているが、全国どこにあってでも知的財産侵害物品を効率的・効果的に取り締まり、全国での執行を統一的なものとするため、東京税関業務部に総括知的財産調査官(通称「知財センター」)が設置されている。

知財センターの業務は、①知的財産侵害物品に該当するおそれがある貨物に係る統一的な差止申立ての審査、及び②統一的な認定手続を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供である(財務省組織規則第313条)。

ロ. 差止申立ての審査

差止申立ての審査については、財務省関税局から発出されている通達「知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について」に定めがあり、申立てを受け付けた税関による記載事項及び添付資料に係る不備のチェックの後、知財センターにおいて、侵害疎明がなされているか等の実質的な審査をすることとなっている。

また、専門委員意見照会が実施される事案については、通達「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」に従い、知財センターにおいて、当事者からの意見聴取の場の設定、進行等を行っている。

なお、差止申立ての提出前に、権利者から事前に相談があるケースが多く、知財センターでは、全国の税関に職員を派遣するなどして権利者からの事前相談に積極的に対応している。

ハ. 差止申立てのPR

差止申立ては、税関にとって極めて有用な情報であり、知的財産侵害物品の水際取締りを行う上で、大変重要なものである。

このため、知財センターでは差止申立て制度の積極的なPR活動に努めており、様々な業界団体・権利者団体等に対して説明を行ってきている。特に、本年5月に東京税関で「税関知的財産セミナー（基礎編）」を開催したところ約270人の方々に参加していただき、大変好評を博したところである。また、本年11月には、同じ内容のセミナーを関西地区（神戸税関本関、大阪合同庁舎4号館）、東海地区（名古屋税関本関）及び九州地区（門司税関博多税関支署）でそれぞれ開催したところである。

二. 認定手続に係る支援

全国の税関で行われている認定手続を支援することも知財センターの重要な役割であり、知財センターでは侵害認定に係る経験やノウハウを蓄積し、全国の税関で共有すること等により、日常的に支援を行っている。

なお、知的財産侵害物品を水際の最前線で発見する役割を担っている職員に対しては、侵害疑義物品を見分ける技能についての研修を行うことが重要であり、知財センターでは同研修の企画立案や講師をお願いする権利者との調整を行っている。

ホ. 職員の構成と人材育成

知財センターの職員は、東京税関プロパーの職員に限らず、全国の税関から出向した職員により構成されている。当該職員は、知財センターでの勤務の後、所属の税関に戻って知的財産の業務に携わってもらっており、全国的に知財取締りのレベルアップが図られている。

知的財産の侵害を認定する上で不可欠なのは、各知的財産法の専門知識であることは言うまでもないが、知財センター在職中に、自己研鑽により弁理士試験に合格し弁理士資格を取得する者もいる。

その他、知財センターに籍を置きつつ、知的財産を専門とするロースクールや大学院に1年間職員を派遣し、集中的に知的財産について勉強してもらうことにより知的財産に係る人材育成に努めている。

また、知財センターでは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき、任期付で弁理士を採用しており、権利者からの差止申立て相談や各税関から寄せられる認定手続に関する相談、各種研修における講義等に弁理士の知見を積極的に活用している。

人材育成に関しては、知財センターと他省庁との連携も重要であり、毎年、特許庁等から各種知的財産法について研修講師を派遣してもらっている。更に、知的財産に関する相互の制度の理解を深めるため、短い期間ではあるが、毎年、特許庁から職員数名を受け入れ、知的財産侵害物品の水際取締りの実情について学んでいただくとともに、税関の知財担当職員を研修生として特許庁へ派遣している。

ヘ. 技術協力

途上国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締りに関する技術協力を行い、その取締り能力の向上を図ることは、諸外国のためのみならず、我が国に向けた知的財産侵害物品の流入防止、海外に展開している我が国企業の被害防止等、我が国のメリットにもなっており、知財センターでは、途上国税関職員の受入れや、諸外国の税関への職員の派遣を行っている。アジア諸国はもちろんのこと、最近では、中米やアフリカ諸国に赴くこともあり、知財センターの職員は、まさに、世界中を飛び回っている状況にある。

5. 最後に

以上のように、税関では、水際において知的財産侵害物品の流入を阻止することにより、権利者の利益の保護、消費者の健康安全の確保、健全な経済秩序の維持発展に貢献している。このような取締りが効果的に行われると同時に、迅速な物流をできる限り阻害しないよう、また、公平で適正な手続が行われるよう、税関では各種制度を整備し、人材を育成し、外部の専門機関とも協力・連携して、知的財産侵害物品に日々立ち向かっているのである。

Profile

嶋影 正樹（しまかげ まさき）

1993年4月 大蔵省入省
2010年7月～2012年6月 金融庁証券取引等監視委員会事務局課
徴金・開示検査課課長補佐
2012年7月～2013年6月 財務省関税局事務管理室総括補佐
2013年7月～2014年6月 財務省関税局関税政策専門官
2014年7月より現職